

中規模小売店舗の設置に関する事務取扱基準

(目的)

第1条 この取扱基準は、大阪市の小売商業の振興並びに中規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持を目的として、市内の中規模小売店舗の設置に関する事務の取扱について定めるものとする。

(対象)

第2条 この取扱基準において対象となる「中規模小売店舗」とは、一の建物であってその全部又は一部が小売業（飲食店業を除くものとし、物販加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供されるもので、その建物内の店舗面積の合計が200平方メートル以上1,000平方メートル以下のものをいう。

(中規模小売店舗の新設に関する情報提供)

第3条 中規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部もしくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合を含む。）をしようとする者（以下、「設置者」という。）は、大阪市中規模小売店舗設置届出書（様式第1号）を作成し、必要な書類を添付して、市長に情報提供を行うものとする。また、設置者が中規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持に関し配慮する事項については配慮事項申出書（様式第2号）を作成し、市長に情報提供を行うものとする。

2 前項の様式第1号及び様式第2号の提出部数は、2部とする。

(届出の時期)

第4条 前条1項の届出は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を要する場合 建築確認申請時
- (2) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を要しない場合 開店予定日又は店舗面積を増加して営業を始める予定の日の3月前まで

(中規模小売店舗の新設をする者等の配慮)

第5条 設置者及び中規模小売店舗において小売業を営む者は、地域における小売商業の振興並びに中規模小売店舗の周辺地域の生活環境を保持するための適正な配慮に努めるものとする。

2 市長は、前項の規程に関して、必要に応じて助言指導を行うものとする。

(設置計画の公表)

第6条 市長は、第3条の様式第1号における設置者の同意に基づき、建物及び店舗の概要を公表するものとする。

附則 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

平成13年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成21年1月1日一部改正、小売店舗の設置に関する事務取扱基準から名称変更